

港北区寄り添い型学習支援事業委託仕様書

1 件名

港北区寄り添い型学習支援事業委託

2 根拠規定

横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱（平成28年2月18日制定、令和3年9月1日改正）

3 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所及び履行日時

(1) 横浜市港北区社会福祉協議会 多目的研修室及び団体交流室（所在地 横浜市港北区大豆戸町13-1
吉田ビル）

祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、毎週火曜日の午後6時00分
から午後8時00分まで

(2) 横浜市高田地域ケアプラザ（所在地 横浜市港北区高田西2丁目14-6）

祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、毎週木曜日の午後6時00分から午後8
時00分まで

(3) その他

ア 実施日は、中学生を対象とする学習支援を火曜日及び木曜日に、高校生を対象とする居場所支援を
週1回以上火曜日又は木曜日に設定する。

イ 4(1)及び(2)の履行場所は、港北区生活支援課が調整、確保し、使用に関しては各履行場所の規則等
に従う。

ウ 履行場所が別に必要となった場合は、港北区生活支援課と協議し決定する。

エ 「横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱」（以下、「市要綱」という。）第10条の定めにより、開設
日等を増やすことができる。

オ 前各項の規定に関わらず、災害発生等のやむを得ない事情により休業等をする必要があるとセンタ
ー長が認める場合は、履行日及び履行時間の変更並びに臨時に休業日を定めることができる。

5 事業目的

市要綱に基づき、生活保護を受給している家庭及び生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ中学生に対し高等学校等への進学を目的とした学習支援を実施する。

また、過去に本事業を利用して高等学校等へ進学した者、高校中退者や未進学者を含む概ね15歳から18歳の高校生世代（以下、「高校生等」という。）（また、中学生と高校生等の両方を指すものを「対象者」という。）及びその保護者に対し、学習支援、居場所の提供及び社会生活に関する様々な情報や体験機会の提供等を実施することで、将来の自立に向けた基盤づくりを目的とする。

6 事業内容

(1) 受託者事務所について

受託者は、委託者との連絡調整や支援が円滑に実施できるよう、港北区内又は近隣に、港北区寄り添い型学習支援事業を行うための適切な事務所を確保する。

(2) 人員体制について

受託者は、市要綱の主旨を十分理解し、次のとおり人員体制を整えなければならない。

ア 統括責任者 1名（兼務可）

事業を統括し、対象者の支援内容の取りまとめ及び進行管理のほか、対象者及び保護者との相談対応、支援スタッフ（有償ボランティア）の採用及び指導・育成、地域のボランティア団体との連携、委託者・学校等関係機関との連絡調整を行う。

イ コーディネーター 中学生に対する支援、高校生等への支援に対し各1名（兼務可）

履行場所において現場を統括し、対象者の出欠確認及び連絡・相談対応、支援スタッフとのマッチング、学習状況等の把握を行う。

ウ 補助者（兼務可）

統括責任者及びコーディネーターを補助するため、受託者は予算額の範囲内で必要に応じて確保することができる。

エ 支援スタッフ

原則として中学生2名に対しスタッフ1名の配置とし、高校生等については支援内容に応じて確保する。支援スタッフの確保にあたっては、対象生徒の状況等に合わせ、配置の目安にかかわらず弾力的な配置とすることも可能とする。

(3) 配置上の留意点

コーディネーターは、事業実施時間中は履行場所に常駐する。

(4) 事業対象者について

- ア 事業対象者は、港北区生活支援課において選定した者とする。
- イ 令和7年度に本事業において学習支援を受けていた者のうち、令和8年度も支援を希望する者は、引き続き事業対象者とする。

(5) 学習支援について

ア 中学生に対する支援

- (ア) 高等学校等への進学を主な目標として、個別学習支援を行う。
- (イ) 定員は各会場30人程度（2会場で60人程度）とする。
- (ウ) 個別学習支援は支援スタッフにより実施し、コーディネーターが体制や支援内容等を管理、調整する。
- (エ) 個別学習支援の効果をあげるため、支援内容は事業対象者個人の状況に応じて工夫をする。
- (オ) 学習支援を効果的に受けることができるよう、生活習慣を改善するための生活支援や、悩みを聞くための相談支援を実施する。
- (カ) 事業対象者の保護者に対し、学習支援開始時及び定期的な面談による支援を行う。また、必要に応じて家庭訪問を実施する。
- (キ) 中学校等の関係する教育機関とも積極的に連携し、効果的な学習支援を実施する。

イ 高校生等に対する支援

(ア) 高校中退防止の取組

高校生に対し、高等学校等への定着を目的とした、学習支援及び進路選択等の相談支援を実施する。受託者は参加者の状況等により、コーディネーター、支援スタッフを配置する。支援の場は、事業対象者の居場所としての役割を担う。

(イ) 社会生活に関する情報や体験機会の提供

概ね15歳から18歳までの高校生世代を対象としたプログラムを年4回程度実施する。プログラムの内容として、大学見学、企業見学、就労体験、ボランティア体験、お金に関する知識の習得等、進学や社会生活に関する様々な情報や体験機会の提供を行う。実施にあたり、受託者はコーディネーターを配置のうえ港北区生活支援課と実施計画を協議し、必要に応じて地域で活動している団体、NPO法人等と連携・協力し、効果的な支援を実施するための工夫を行う。

(6) 定期的な連絡会の開催

受託者は、月1回以上、委託者に対し業務の進捗及び支援状況、本事業に係る経理状況の報告を行うこととする。また、港北区役所が開催する生活困窮者自立支援法に基づく会議等に必要に応じて出席する。

7 安全管理

受託者は、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等（以下、「事故等」という。）発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努め、対応マニュアル等を作成する。また、事故等の発生時においては、委託者及び保護者に直ちに連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。

なお、受託者は、事業実施上の瑕疵により、対象者や、その他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償に備えるため、必要な範囲で損害保険に加入しなければならない。

8 情報の取扱いに関する事項

(1) 個人情報保護の措置

受託者は、学習支援を実施する際に、事業対象者に関する記録簿を作成し、状況の把握に努める。その際、別添の「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

(2) 電子計算機により情報を取り扱う場合の措置

受託者は、業務の遂行にあたって電子計算機により情報を取り扱う際には、別添の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者及び支援事業従事者は、この業務の実施により知りえた秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。委託契約期間終了後も同様とする。

9 事業実施にあたってのその他の確認事項

(1) 事業の実施にあたっては、契約書及び仕様書のほか、市要綱に関する各種規定に基づいて行い、関係法令を遵守する。

(2) 受託者は、市要綱第16条に基づき、毎月の実績報告を翌月7日までに、年間の実績報告を令和9年4月末日までに行う。なお、報告様式については別に通知する。

(3) 受託者は、関係書類及び次に掲げる帳簿等を受託者事務所内に備え、常時記録を保管し、必要に応じて港北区生活支援課に報告する。

ア 契約書（写）及び仕様書

イ 会計関係書類

ウ 事業計画

エ 事業実績記録、統計

オ 利用者関係書類

カ その他必要書類

(4) 受託者は、仕様書に明記がない場合であっても、市要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は、港北区生活支援課と協議の上、誠実に履行する。

(5) 受託者は、本事業の遂行にあたり、必要に応じて港北区生活支援課へ協議を申し入れることができる。

(6) その他疑義がある場合には、別途港北区生活支援課と協議することができる。

10 事業実施に係る経費の算出について

事業実施に係る経費については、仕様書及び関係書類の内容を踏まえ、受託団体が見積書を作成する。